鎌倉女子大学大学院開講科目(-2017年度)から公認心理師法科目への読み替えについて

平成 29 年までに大学院に入学し、定められた単位を修得した者は公認心理師法 附則第二条第一項第一号及び第二号における特例措置により公認心理師受験資格があります。必要な科目は、①と⑩が必須、それに加えて領域 $I(2\sim5)$ から 2 科目以上、領域 $II(6\sim9)$ から 2 科目以上とされています。以下の表に① \sim ⑩の科目に対応する鎌倉女子大学大学院の科目を示します。

表 1. 公認心理師科目の読み替え

省令で定める科目		鎌倉女子大学大学院対応科目
I	① 保健医療分野に関する理論と支援の展開	小児保健学特論
	② 福祉分野に関する理論と支援の展開	児童福祉学特論
	③ 教育分野に関する理論と支援の展開	教育心理学特論
	④ 司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開	対応科目なし
	⑤ 産業・労働分野に関する理論と支援の展開	対応科目なし
II	⑥ 心理的アセスメントに関する理論と実践	発達・教育評価演習
	⑦ 心理支援に関する理論と実践※	子ども心理療法特論
		子ども心理療法演習
	⑧ 家族関係・集団・地域社会における心理支援に関	対応科目なし
	する理論と実践	
	⑨ 心の健康教育に関する理論と実践	子ども精神医学特論
III	⑩ 心理実践実習	子ども心理学フィールド研究

^{※「}⑦心理支援に関する理論と実践」科目に関しては、本学「子ども心理療法特論」、「子ども心理療法演習」の2科目を履修することにより満たすこととする.